

法人名	株式会社いばらき森林サービス
所管課	農林水産部林政課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>1 経営改善策</p> <p>(1) 役職員の意識改革</p> <p>林業生産を取り巻く厳しい環境を役職員全員が認識し、累積損失の解消と経営の安定化を図るため、会社としてのコスト意識や収益確保に向けた営業意識などを徹底させる必要がある。</p>	<p>1 経営改善策</p> <p>(1) 役職員の意識改革</p> <p>平成16年2月に、新たに役職員による「経営戦略会議」を設置する。 (構成メンバー：7名(市町村2, 森林組合2, 常勤役員1, 職員1, 県1))</p> <p>経営戦略会議において、次の6項目を検討し、平成16年5月の株主総会時に新たな経営方針を打ち出す。</p> <p>平成17年までの経営改善計画と明確な目標の設定 ホームページの開設など会社業務のPR手法 高性能林業機械オペレータの派遣など多角的な経営戦略 健全性を確保するための給与水準 機械の稼働率の向上とメンテナンス経費の削減 民間の経営ノウハウの活用</p> <p>経営戦略会議における議論の周知や定期ミーティング、職員研修の実施により、全社員に厳しい経営環境を認識させ、コスト意識・営業意識の改革を徹底する。</p>
<p>(2) 役職員全員による営業活動の実施</p> <p>各々の年度における明確な営業目標を設定し、その目標達成に向けて役職員全員が一丸となり、民間需要の掘り起こしなど収入の拡大に向けて徹底した営業活動を行うことが必要である。</p>	<p>(2) 役職員全員による営業活動の実施</p> <p>新たな経営改善計画に基づく明確な営業目標を、平成16年5月までに設定する。</p> <p>平成16年度から、常勤専務に加え、新たに専ら営業を担当する常勤顧問1名(県OB)を配置して営業力を強化し、収入拡大に向けて全力で努力する。</p>
<p>(3) 会社業務の普及・啓発</p> <p>モデル事業の実施による整備効果のPRや林業従事者等を対象とした技術者養成研修会の実施、森林ボランティア団体との連携、都市農村交流事業への参画などにより、会社業務の普及・啓発に努め、将来の需要を喚起する必要がある。</p> <p>高性能林業機械のレンタル・リースの実施やオペレータの派遣など付随する事業についても積極的に需要の開拓やPRを行い、業務の端境期における収入確保に向けて多角的な取り組みを行う必要がある。</p> <p>県としては、森林の公益的機能の重要性についての普及・啓発に努めるとともに、木造公共施設の整備や公共事業における木材構造物の拡大など全県的な県産材の需要拡大に取り組む必要がある。併せて、木材を供給する林業生産活動の活性化につながるような森林政策を積極的に展開していく必要がある。</p>	<p>(3) 会社業務の普及・啓発</p> <p>平成16年度上期を目途に、インターネットホームページを開設するとともに、森林ボランティア団体との連携や、都市農村交流事業への参画など会社業務の積極的なPRに努める。</p> <p>高性能林業機械のオペレータの派遣など収入確保に向けた多角的な取組について経営戦略会議において、関係機関や専門家の意見も聴取しながら検討し、平成16年上期を目途に具体的な取組手法を決定する。</p> <p>県は、平成16年度新規施策として、公共施設や公共土木工事における県産材の使用を拡大する「いばらき木づかい運動」を展開し、新たなマーケットの創出に努め、山村地域の林業生産活動の活性化を促進する。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(4) 経費の節減</p> <p>県派遣職員の受入の見直しなど組織のスリム化を検討する必要がある。</p> <p>経営状況を反映した給与水準とすることが適当であり、現行の給与制度を見直す必要がある。</p> <p>高性能林業機械の稼働率の向上を図るとともに、安全性に十分留意しつつ通常のメンテナンス経費の削減など、効率的な維持管理に努める必要がある。</p>	<p>(4) 経費の削減</p> <p>平成15年度限りで県職員の派遣を終了し、人員を削減するとともに、会社経費の負担を軽減する。</p> <p>森林組合系統や民間事業体等の給与水準を踏まえ、平成16年度から経営状況を反映した新たな給与体系を適用する。</p> <p>近代的な林業生産システムに不可欠な高性能林業機械の活用を積極的にPRして、機械稼働率の向上を図るとともに、維持管理経費に係る契約の見直しなどコスト削減を図る。</p>
<p>2 組織のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営計画（期間：平成17年度まで）の見直しを早急に行い、当面の経営改善に重点的に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>[ 県の対応 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の環境保護・水源確保等の観点による森林対策・林業対策等の動向を注視するとともに、県土の環境保全など森林の公益的機能を守る観点からの諸対策を講ずべきであり、また、公的資金の導入を含め県産材（国産材）の需要拡大につながる施策の検討も必要と思われる。</li> <li>財団法人茨城県農林振興公社や既存の林業関係団体との役割分担、民間のノウハウの導入、民間人の採用などを検討し、会社の経営改善への取り組みを積極的に支援・指導していく必要がある。</li> <li>重点的な経営改善への取り組みの結果を注視し、経営改善が進展しない場合には、他の団体等へ事業を移管するなど法人の抜本的な見直しを実施する必要がある。</li> </ul>	<p>2 組織のあり方</p> <p>平成16年5月までに、平成17年度までを計画期間とする「経営計画」の見直しを実施する。</p> <p>県は、平成16年度から「元気あるいばらき林業改革」を推進するため、次の項目を重点とした森林政策を展開する。</p> <p>集団間伐の推進、森林組合の育成、林業担い手対策の拡充、里山環境の保全、県民参加の森づくり運動、木づかい運動「森林環境税」の導入など公的資金による森林整備の推進</p> <p>平成16年度から、(財)茨城県農林振興公社の県有林管理業務のハード部門の受託と(社)茨城県林業協会の林業担い手を育成するための実技研修に関して、公社及び協会と各々業務提携を締結するとともに、公社及び協会の常勤役員1名ずつ（県OBと県派遣職員）を非常勤の顧問（無報酬）とし、相互連携とアドバイス機能を強化する。</p> <p>また、経営戦略会議において、民間人の採用など民間のノウハウの具体的な導入手法を検討し、平成16年度内に結論を得る。</p> <p>県は、積極的に会社の運営改善等を促し、健全な運営確保に万全を期することを基本方針とするが、経営状況が深刻となり経営改善が極めて困難と判断される場合、客観性、専門性、公平性、透明性に留意しつつ行政判断し、問題を先送りすることなく、法的整理の実施等について決断する方針とする。</p>